

雇児発0521第8号
平成27年5月21日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

「放課後児童健全育成事業」の実施について

標記については、今般、別紙のとおり「放課後児童健全育成事業実施要綱」を定め、平成27年4月1日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

なお、平成26年4月1日付け雇児発0401第14号「放課後児童健全育成事業等の実施について」及び平成26年5月29日付け雇児発0529第31号「放課後児童クラブ開所時間延長支援事業の実施について」は廃止する。

別紙

放課後児童健全育成事業実施要綱

1 目的

近年における女性の就業割合の高まりや核家族化の進行など、児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援することを目的とする。

2 事業の種類

- | | |
|----------------------------------|-------|
| (1) 放課後児童健全育成事業 | 【別添1】 |
| (2) 放課後子ども環境整備事業 | 【別添2】 |
| (3) 放課後児童クラブ支援事業(障害児受入推進事業) | 【別添3】 |
| (4) 放課後児童クラブ支援事業(放課後児童クラブ運営支援事業) | 【別添4】 |
| (5) 放課後児童クラブ支援事業(放課後児童クラブ送迎支援事業) | 【別添5】 |
| (6) 放課後児童支援員等处遇改善等事業 | 【別添6】 |
| (7) 障害児受入強化推進事業 | 【別添7】 |
| (8) 小規模放課後児童クラブ支援事業 | 【別添8】 |

3 事業の実施方法

各事業の実施及び運営は、別添1～別添8の定めによること。

別添 1 放課後児童健全育成事業

1 趣旨

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 2 項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図るものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

なお、本事業の対象となるために、国、都道府県及び市町村以外の者が放課後児童健全育成事業を行う場合は、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 17 号）（以下「改正省令」という。）で定めるところにより、あらかじめ、改正省令で定める事項を市町村に届け出る必要がある。

3 対象児童

対象児童は、法第 6 条の 3 第 2 項及び基準に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童とし、その他に特別支援学校の小学部の児童も加えることができること。（以下「放課後児童」という。）

なお、「保護者が労働等」には、保護者の疾病や介護・看護、障害なども対象となること。

4 規模

基準第 10 条第 2 項に規定する支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね 40 人以下とする。

なお、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に係る市町村が条例で定める基準において、おおむね 40 人以下とする児童の数に関する基準を満たしていない場合であっても、経過措置等により、当該基準に適合しているものとみなしている場合についても、本事業の対象とする。

5 職員体制

基準第 10 条第 1 項に規定する放課後児童支援員の数は、一の支援の単位ごとに 2 人以上とする。ただし、その 1 人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放

課後児童支援員を補助する者をいう。)をもってこれに代えることができる。

放課後児童支援員は、基準第 10 条第 3 項各号のいずれかに該当するものであって、「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」(平成 27 年 5 月 21 日付け雇児発 0521 第 19 号雇用均等・児童家庭局長通知)の別添 7「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」の「放課後児童支援員認定資格研修事業(都道府県認定資格研修ガイドライン)」に基づき都道府県知事が行う研修(以下「認定資格研修」という。)を修了したもの(平成 32 年 3 月 31 日までに修了することを予定している者を含む。)でなければならない。

また、補助員については、「子育て支援員研修事業の実施について」(平成 27 年 5 月 21 日付け雇児発 0521 第 18 号雇用均等・児童家庭局長通知)の別添「子育て支援員研修事業実施要綱」の別表 1 に定める「子育て支援員基本研修」及び別表 2 - 3 に定める「子育て支援員専門研修(放課後児童コース)」を修了していることが望ましい。

6 開所日数

開所する日数は、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮し、年間 250 日以上開所すること。ただし、利用者に対するニーズ調査を行った結果、実態として 250 日開所する必要がない場合には、特例として 200 日以上の開所でも本事業の対象とする。

7 開所時間

開所する時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則とし、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して定める。

- (1) 小学校の授業の休業日(長期休暇期間等)に行う放課後児童健全育成事業
1 日につき 8 時間
- (2) 小学校の授業の休業日以外の日(平日)に行う放課後児童健全育成事業
1 日につき 3 時間

8 施設・設備

- (1) 小学校の余裕教室や小学校敷地内の専用施設の活用を図るほか、児童館、保育所・幼稚園等の社会資源や民家・アパートなども活用して実施すること。
- (2) 放課後児童健全育成事業を行う場所(以下「放課後児童健全育成事業所」という。)には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下「専用区画」という。)を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等(活動に必要な遊具、図書、児童の所持品を収納するロッカーのほか、生活の場として必要なカーペット、畳等)を備えなければならない。
- (3) 専用区画の面積は、児童 1 人につきおおむね 1.65 m²以上でなければならない。
- (4) 専用区画並びに(2)の設備及び備品等(以下「専用区画等」という。)は、放課

後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない。

(5) 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

9 運営内容

放課後児童クラブ運営指針（平成 27 年 3 月 31 日付け雇児発 0331 第 34 号雇用均等・児童家庭局長通知）に定める以下の事項を踏まえ、各放課後児童健全育成事業を行う者は、それぞれの実態に応じて創意工夫を図り、質の向上と機能の充実に努めること。

放課後児童健全育成事業の役割

放課後児童クラブにおける育成支援の基本

事業の対象となる子どもの発達

育成支援の内容

障害のある子どもへの対応

特に配慮を必要とする子どもへの対応

保護者との連携

育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務

利用の開始等に関わる留意事項

労働環境整備

適切な会計管理及び情報公開

学校との連携

保育所、幼稚園等との連携

地域、関係機関との連携

衛生管理及び安全対策

放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理

要望及び苦情への対応

事業内容向上への取り組み

10 留意事項

(1) 法第 6 条の 3 第 2 項に基づき実施する放課後児童健全育成事業と目的を異にするスポーツクラブや塾など、その他公共性に欠ける事業を実施するものについては、本事業の対象とならない。

(2) 別添 2 ~ 別添 8 に基づき実施される事業に必要な経費については、本事業の対象とならない。

(3) 「放課後児童健全育成事業等実施要綱」（平成 26 年 4 月 1 日付け雇児発 0401 第 14 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別添 3 に規定する放課後児童クラブ支援事業（ボランティア派遣事業）については、平成 26 年度限りで廃止とするが、本事業の実施に当たっては、地域での遊びの環境づくりへの支援も視野に入れ、必要に応じ

て保護者や地域住民が協力しながら活動に関わることができるようにすること。

また、屋内外ともに児童が過ごす空間や時間に配慮し、発達段階にふさわしい遊びと生活の環境をつくること。その際、製作活動や伝承遊び、地域の文化にふれる体験、児童の創造性や情操を高める劇等の多様な活動や遊びを工夫することも考慮すること。

- (4) 放課後児童健全育成事業に従事している者が、認定資格研修や資質の向上を図るための研修を受講する際に必要となる代替職員の雇上げ等経費は、本事業の対象となるものである。
- (5) 放課後児童健全育成事業の運営主体は、損害賠償保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。また、傷害保険等に加入することも必要である。

11 費用

- (1) 国は、2～10の要件を満たした市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

なお、一の支援の単位を構成する児童の数が10人未満の支援の単位については、山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合

上記のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があると厚生労働大臣が認める場合のいずれかに該当するものについて、補助対象とする。

- (2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができるものとする。

別添 2 放課後子ども環境整備事業

1 趣旨

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。)に基づく放課後児童健全育成事業を実施するため、既存の小学校の余裕教室等の改修や必要な設備の整備などの環境整備を行うことにより、放課後児童健全育成事業の設置促進等を図るものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。)とする。ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

3 対象事業

(1) 放課後児童クラブ設置促進事業

別添1に基づく放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要となる小学校の余裕教室など既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業並びに開所準備に必要な経費(礼金・賃借料(開所前月分))を支弁する事業。別添1に基づく既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合において、高学年の児童の受入れ等による児童の数の増加に伴い、必要となる小学校の余裕教室など既存施設の改修、設備の整備・及び備品の購入を行う事業。

の事業を実施する際に、「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領(学校を核とした地域力強化プラン)」(平成27年3月31日付け文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長裁定)に基づき放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用して全ての子供たちの安全・安心な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する放課後等の支援活動(以下「放課後子供教室」という。)と一体的に実施する場合に必要な小学校の余裕教室の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業。

(2) 放課後児童クラブ環境改善事業

別添1に基づく放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業並びに開所準備に必要な経費(礼金・賃借料(開所前月分))を支弁する事業((1)に該当する場合を除く。)

別添1に基づく既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合における設備の更新等に必要な設備の整備及び備品の購入を行う事業((1)に該当する場合を除く。)

の事業を実施する際に、放課後子供教室と一体的に実施する場合に必要な設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業((1)に該当する場合を除く。)

別添1に基づく放課後児童健全育成事業を新たに幼稚園、認定こども園等におい

て実施するために必要な設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業（（２）及び に該当する場合を除く。）

（３）放課後児童クラブ障害児受入促進事業

別添１に基づく既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合において、障害児を受け入れるために必要な改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業。

（４）倉庫設備整備事業

別添１に基づく放課後児童健全育成事業を新たに小学校の余裕教室等において実施するため、教材等の保管場所として使用されている余裕教室等に代わる保管場所の確保に必要な倉庫設備の整備を行う事業。

4 対象事業の制限

（１）他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。

（２）既に放課後児童健全育成事業を実施している場合の既存建物の破損や老朽化等に伴う改修や修繕は、本事業の対象とならない。

（３）放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な３の（１）及び３の（２）の事業については、事業を行う場所１か所につき１回限りとする。ただし、別添１に掲げる対象児童（放課後児童）の人数が一定規模以上になった場合に、一の支援の単位を分ける等の方法により適正な人数規模への転換を図る場合には、この限りではない。

（４）既に放課後児童健全育成事業を実施している場合の３の（１）及び３の（２）の事業については、事業を行う場所１か所につき１回限りとする。

この場合でも、設備の更新等については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）第１４条第１項第２号の規定に基づき、厚生労働大臣が別に定める期間（以下「厚生労働大臣が定める期間」という。）を経過していることを条件とする。

ただし、

ア 厚生労働大臣が定める期間を経過したものについて設備等の更新を行う場合

イ 児童の数の増加に伴う施設の整備などにより、設備等が不足する場合の追加的な設備の整備及び備品の購入を行う場合

については、事業を行う同一の場所において複数回、実施することを可能とする。

（５）３の（１）及び、３の（２）及び、及び３の（４）の事業について、放課後児童健全育成事業を行う者は、当該年度中又は翌年度４月１日に事業を実施するものであること。

（６）３の（３）の事業については、受け入れる障害児の障害の種類や程度等によっては、事業を行う同一の場所において複数回、実施することを可能とする。

なお、本事業は、放課後児童健全育成事業を行う者が、当該年度中又は翌年度に障害児の受入れを予定している場合に限る。

（７）３の（１）及び３の（２）及び の事業については、次世代育成支援対策推進

法(平成15年法律第120号)第8条に基づく市町村行動計画(以下「市町村行動計画」という。)への放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体型の目標事業量等の記載がある場合に限る。

(8)3の(1)及び3の(2)のうち、開所準備に必要な経費(礼金・賃借料(開所前月分))については、別添4の放課後児童クラブ支援事業(放課後児童クラブ運営支援事業)の国庫補助を受けようとする又は受けた場合は対象とならない。

5 費用

国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

別添 3 放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）

1 趣旨

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）に基づき放課後児童健全育成事業を行う者において、障害児の受入に必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置することで、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図るものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。ただし、市町村が適切と認められた者に委託等を行うことができるものとする。

3 事業内容

別添 1 に基づく放課後児童健全育成事業における障害児の受入を推進するため、以下の（1）～（3）のいずれかの方法により、障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置する。

なお、障害児については、療育手帳若しくは身体障害者手帳を所持する児童、特別児童扶養手当証書を所持する児童又は、手帳等を所持していない場合であっても、医師、児童相談所、発達障害者支援センター等公的機関の意見等によりこれらの児童と同等の障害を有していると認められる児童とするが、柔軟に対応すること。

- （1）市町村が専門的知識等を有する放課後児童支援員等を直接雇用し、放課後児童健全育成事業を行う者に派遣して配置
- （2）放課後児童健全育成事業を行う者が専門的知識等を有する放課後児童支援員等を雇用して配置し、当該費用を市町村が委託費として支出
- （3）放課後児童健全育成事業を行う者が雇用した放課後児童支援員等について、市町村が一定期間内に必要な研修を受講させた、又は個々の放課後児童支援員等が有する経歴、資格等から専門的知識等を有すると市町村が認めた上で配置し、当該費用を市町村が助成（補助）

4 留意事項

- （1）本事業の実施に当たっては、都道府県等が実施する「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成 27 年 5 月 21 日雇児発 0521 第 19 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添 7「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」により行う放課後児童支援員等資質向上研修事業を十分に活用するなどして、障害児対応を行う放課後児童支援員等の研修の機会を確保し、専門的知識や技術等の習得に努め、障害児の受入の推進を図ること。
- （2）障害児を 5 人以上受け入れている場合の障害児対応職員の人件費については、別添

7に基づく障害児受入強化推進事業に計上するものとし、本事業の対象とならない。

5 費用

- (1) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
- (2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。

別添4 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ運営支援事業）

1 趣旨

放課後児童健全育成事業の量的拡充を図り、待機児童の解消を図るため、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の民家・アパート等を活用して放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な賃借料の補助を行うものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

3 対象事業

別添1に基づく放課後児童健全育成事業を、学校敷地外の民家・アパート等を活用して新たに実施する場合に必要な賃借料（開所前月分の賃借料及び礼金を含む。）を支弁する事業。

ただし、所有権移転の条項が附されている賃貸借契約（いわゆるリース契約）に係る費用は対象とならない。

4 対象事業の制限

（1）本事業を実施しようとする場合は、以下の要件を満たすこと。

ア 当該市町村において待機児童が既に存在している、又は当該放課後児童健全育成事業を実施しなければ、待機児童が発生する可能性がある状況にあること

イ 平成27年度以降に新たに実施する放課後児童健全育成事業であること

ウ 市町村行動計画への放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体型の目標事業量等の記載があること

（2）他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。

（3）既に民家・アパート等を活用して放課後児童健全育成事業を実施している場合の賃借料については、本事業の対象とならない。ただし、児童の数の増加に伴い、実施場所を移転し、支援の単位を分けて対応するための賃借など、新たな受け皿の確保を図るものについては、本事業の対象とする。

5 費用

（1）国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

（2）市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。

別添5 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ送迎支援事業）

1 趣旨

授業終了後に学校敷地外の放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）に移動する際に、児童の安全・安心を確保するため、地域人材の活用等による送迎支援を行うことで、市域内の需給バランスの改善を図り、もって待機児童の解消を図るものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

3 事業内容

別添1に基づく放課後児童健全育成事業を、学校敷地外で実施している場合に、児童の安全・安心を確保するため、授業終了後の学校から放課後児童健全育成事業所への移動時や、放課後児童健全育成事業所からの帰宅時に、地域において児童の健全育成等に関心を持つ高齢者や主婦等による児童への付き添いや、バス等による送迎を行うものとする。

4 対象事業の制限

- （1）他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。
- （2）送迎を行うためのバス等車輛に係る経費については、燃料費のみ本事業の対象とする。

5 費用

- （1）国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
- （2）市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。

別添 6 放課後児童支援員等処遇改善等事業

1 趣旨

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）に基づき放課後児童健全育成事業を行う者において、放課後児童支援員等の処遇の改善に取り組むとともに、18 時半を超えて事業を行う者に対して職員の賃金改善等に必要な経費の補助を行うことにより、放課後児童健全育成事業の質の向上及び保育所との開所時間の乖離を縮小し、児童の安全・安心な居場所を確保するとともに、次世代を担う児童の健全な育成に資することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

3 事業の内容

本事業は、以下の（1）及び（2）を対象とする。

なお、一の支援の単位が、同時に両事業の対象となることはできない。

- （1）別添 1 に基づく放課後児童健全育成事業を行う者が、家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に主担当として従事する職員を配置する場合に、当該職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助する事業。
- （2）別添 1 に基づく放課後児童健全育成事業を行う者が、（1）の育成支援に加えて 4（3）の育成支援に主担当として従事する常勤職員を配置する場合に、その賃金改善に必要な費用を含む当該常勤職員を配置するための追加費用の一部を補助する事業。

なお、本事業の対象となる職員は、放課後児童健全育成事業を行う者と雇用契約を締結して、放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）ごとに定める運営規程に記載されている「開所している日及び時間」に従事している常勤職員（嘱託職員等の非常勤職員を除く。）とする。

4 実施方法

- （1）本事業の対象となる放課後児童健全育成事業を行う者は、別添 1 の 3～10（1）の内容を満たすことを基本とする。

ただし、

開所する時間は、平日につき、18 時 30 分を超えて開所する又は開所していること。

また、長期休暇期間などについては、1 日 8 時間以上開所する又は開所していること。

開所する日数は、年間 250 日以上開所すること。

を要件とするとともに、平成 25 年度の当該放課後児童健全育成事業所に従事する職員

の賃金（退職手当を除く。）に対する改善を行っていることが必要である。

また、以下の（２）若しくは（３）の内容により運営すること。

- （２）３の（１）の事業の対象となる事業に従事する職員は、放課後児童クラブ運営指針（平成 27 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 34 号雇用均等・児童家庭局長通知）に規定する以下の育成支援に関する主たる担当として従事すること。

子どもの生活の連続性を保障するために、来所や帰宅の状況、学校施設の利用、災害等が発生した際の対応の仕方や緊急時の連絡体制などについて、日常的、定期的な情報交換や情報共有、職員同士の交流等によって学校との連携を積極的に図ること。

子どもの来所や帰宅の状況、遊びや生活の様子について、連絡帳、迎えの際、保護者会等の方法を活用して、日常的に保護者に伝え、情報を共有し、信頼関係を築くことに努めるとともに、保護者から相談がある場合には、気持ちを受け止め、自己決定を尊重して対応する。また、事故やケガが発生した場合には、子どもの状況等について速やかに保護者に連絡すること。

市町村との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、必要な施設設備を設けるとともに、定期的に（少なくとも年 2 回以上）訓練を行うなどして迅速に対応できるようにしておく。また、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図ること。

子どもや保護者等からの要望や苦情に対して、迅速かつ適切に、誠意を持って対応するため、要望や苦情を受け付ける窓口を設置し、周知するとともに、その対応に当たっては、市町村と連携して、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や、解決に向けた手順の整理等を行い、その仕組みについて子どもや保護者等にあらかじめ周知すること。

児童虐待の早期発見の努力義務が課されていることを踏まえ、子どもの発達や養育環境の状況等を把握し、固有の援助を必要としている場合は、適切に行うとともに、児童虐待が疑われる場合には、各自の判断だけで対応することは避け、運営主体の責任者と協議の上で、市町村又は児童相談所に速やかに通告すること。

- （３）３の（２）の事業の対象となる事業に従事する常勤職員は、放課後児童クラブ運営指針に規定する以下の育成支援に関する主たる担当として従事すること。なお、については、必要に応じて行う場合に従事すること。

子どもの遊びや生活の環境及び帰宅時の安全等について地域の協力が得られるように、自治会・町内会や民生委員・児童委員（主任児童委員）等の地域組織や子どもに関わる関係機関等と情報交換や情報共有、相互交流を図ること。

地域住民の理解を得ながら、地域の子どもの健全育成の拠点である児童館やその他地域の公共施設等を積極的に活用し、放課後児童クラブの子どもの活動と交流の場を広げること。

事故、犯罪、災害等から子どもを守るため、地域住民と連携、協力して子どもの安全を確保する取り組みを行うこと。

子どもの病気やケガ、事故等に備えて、日常から地域の保健医療機関等と連携を図ること。

子どもの状態や家庭の状況の把握により、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、要保護児童対策地域協議会に情報提供を行い、個別ケース検討会議に参加し、具体的な支援の内容等を関係機関と検討・協議して適切に対応すること。

「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後子供教室と一体的に又は連携して実施する場合は、放課後子供教室の企画内容や準備等について、円滑な協力ができるように放課後子供教室との打合せを定期的に行い、学校区ごとに設置する協議会に参加するなど関係者間の連携を図ること。

5 対象事業の制限等

(1) 本事業は、放課後児童健全育成事業を行う者において、職員の賃金改善等に必要な経費に充てるための費用に係る事業費を計上するものとしており、開所時間延長の取り組みによる通常の運営に係る経費（人件費や光熱水費等）については、別添1に基づく放課後児童健全育成事業に計上するものとする。

(2) 本事業の趣旨に鑑み、経営に携わる法人の役員である職員については、本事業の対象とならない。

また、賃金改善を実施する職員の範囲や賃金改善の具体的な内容については、実情に応じて各放課後児童健全育成事業を行う者において決定するものとする。

(3) 本事業により、賃金の額を増加させる給与項目以外の項目において賃金水準を低下させてはならないこと。

ただし、業績等に応じて変動することとされている賞与等が、当該要因により変動した場合については、この限りではない。

(4) 賃金増加分に対する実際の支払いの時期については、月ごとの支払いのほか一括して支払うことも可能とし、各放課後児童健全育成事業を行う者の実情に応じた方法によるものとする。

6 費用

(1) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

(2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。

別添 7 障害児受入強化推進事業

1 趣旨

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 3 第 2 項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。)に基づき放課後児童健全育成事業を行う者において、5 人以上の障害児を受け入れる場合に、障害児の受入に必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を複数配置することで、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図るものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。)とする。ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

3 事業内容

別添 1 に基づく放課後児童健全育成事業における障害児の受入を推進するため、5 人以上の障害児の受入を行う場合に、別添 3 に基づく放課後児童クラブ支援事業(障害児受入推進事業)による放課後児童支援員等の配置に加えて、以下の(1)~(3)のいずれかの方法により、障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を 1 名以上配置する。

なお、障害児の対象については、別添 3 と同様とする。

- (1) 市町村が専門的知識等を有する放課後児童支援員等を直接雇用し、放課後児童健全育成事業を行う者に派遣して配置
- (2) 放課後児童健全育成事業を行う者が専門的知識等を有する放課後児童支援員等を雇用して配置し、当該費用を市町村が委託費として支出
- (3) 放課後児童健全育成事業を行う者が雇用した放課後児童支援員等について、市町村が一定期間内に必要な研修を受講させた、又は個々の放課後児童支援員等が有する経歴、資格等から専門的知識等を有すると市町村が認めた上で配置し、当該費用を市町村が助成(補助)

4 留意事項

- (1) 別添 3 に基づく放課後児童クラブ支援事業(障害児受入推進事業)の対象となっていること。
- (2) 本事業の実施に当たっては、都道府県等が実施する「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」(平成 27 年 5 月 21 日付け雇児発 0521 第 19 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別添 7 「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」により行う放課後児童支援員等資質向上研修事業を十分に活用するなどして、障害児対応を行う放課後児童支援員等の研修の機会を確保し、専門的知識や技術等の習得に努め、障害児の受入の推進を図ること。

5 費用

- (1) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
- (2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。

別添 8 小規模放課後児童クラブ支援事業

1 趣旨

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 3 第 2 項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。)に基づく放課後児童健全育成事業を行う場所(以下「放課後児童健全育成事業所」という。)のうち、一の支援の単位を構成する児童の数が 19 人以下の小規模な放課後児童健全育成事業所に複数の放課後児童支援員等を配置することにより、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図るものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。)とする。ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

3 事業内容

別添 1 に基づく放課後児童健全育成事業を行う者において、一の支援の単位を構成する児童の数が、19 人以下の小規模な放課後児童健全育成事業所に放課後児童支援員等を複数配置する。

4 実施方法

本事業の対象となる放課後児童健全育成事業を行う者は、別添 1 の 3 ~ 10(1) 及び 11(1)の内容を満たすことを基本とし、一の支援の単位を構成する児童の数は 19 人以下を要件とする。

5 留意事項

- (1) 本事業は、一の支援の単位を構成する児童の数が 19 人以下の放課後児童健全育成事業所における 2 人目以降の放課後児童支援員等に係る人件費を計上するものであり、それ以外の運営に係る経費(1 人目の人件費や光熱水費等)については、別添 1 に基づく放課後児童健全育成事業に計上するものとする。
- (2) 別添 2 ~ 別添 7 に基づき実施される事業に必要な経費については、本事業の対象とならない。

6 費用

- (1) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
- (2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができるものとする。

(別紙)

新	旧
<p>別紙</p> <p>放課後児童健全育成事業実施要綱</p> <p>1 目的 近年における女性の就業割合の高まりや核家族化の進行など、児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援することを目的とする。</p> <p>2 事業の種類 (1)放課後児童健全育成事業 【別添1】 (2)放課後子ども環境整備事業 【別添2】 (3)放課後児童クラブ支援事業(障害児受入推進事業) 【別添3】 (4)放課後児童クラブ支援事業(放課後児童クラブ運営支援事業) 【別添4】 (5)放課後児童クラブ支援事業(放課後児童クラブ送迎支援事業) 【別添5】 (6)放課後児童支援員等処遇改善等事業 【別添6】 (7)障害児受入強化推進事業 【別添7】 (8)小規模放課後児童クラブ支援事業 【別添8】</p> <p>3 事業の実施方法 各事業の実施及び運営は、別添1～別添8の定めによること。</p>	<p>別紙</p> <p>放課後児童健全育成事業等実施要綱</p> <p>1 目的 近年における女性の就業割合の高まりや核家族化の進行など、児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援することを目的とする。</p> <p>2 事業の種類 (1)放課後児童健全育成事業 【別添1】 (2)放課後子ども環境整備事業 【別添2】 (3)放課後児童クラブ支援事業(ボランティア派遣事業) 【別添3】 (4)放課後児童クラブ支援事業(障害児受入推進事業) 【別添4】 (5)放課後児童指導員等資質向上事業 【別添5】</p> <p>3 事業の実施方法 各事業の実施及び運営は、別添1～5の定めによること。</p>

新	旧
<p>別添 1 放課後児童健全育成事業</p> <p>1 趣旨 <u>児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 2 項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図るものである。</u></p> <p>2 実施主体 <u>本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。</u> <u>ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。</u> <u>なお、本事業の対象となるために、国、都道府県及び市町村以外の者が放課後児童健全育成事業を行う場合は、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 17 号）（以下「改正省令」という。）で定めるところにより、あらかじめ、改正省令で定める事項を市町村に届け出る必要がある。</u></p> <p>3 対象児童 <u>対象児童は、法第 6 条の 3 第 2 項及び基準に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童とし、その他に特別支援学校の小学部の児童も加えることができること。（以下「放課後児童」という。）</u> <u>なお、「保護者が労働等」には、保護者の疾病や介護・看護、障害なども対象となること。</u></p> <p>4 規模 <u>基準第 10 条第 2 項に規定する支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね 40 人以下とする。</u> <u>なお、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に係る市町村が条例で</u></p>	<p>別添 1 放課後児童健全育成事業</p> <p>1 趣旨 <u>児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 2 項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね 10 歳未満の児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものである。</u></p> <p>2 実施主体 <u>実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、社会福祉法人その他の者（以下「市町村等」という。）とする。</u></p> <p>3 対象児童 <u>対象児童は、法第 6 条の 3 第 2 項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校 1～3 年に就学している児童とし、その他に健全育成上指導を要する児童（特別支援学校の小学部の児童及び小学校 4 年生以上の児童）も加えることができること。（以下「放課後児童」という。）</u></p> <p>4 規模 <u>児童の情緒の安定や事故防止を図る観点から、放課後児童の人数が一定規模以上になった場合には、分割を行うなど適正な人数規模への転換に努めること。</u></p>

新	旧
<p>定める基準において、おおむね 40 人以下とする児童の数に関する基準を満たしていない場合であっても、経過措置等により、当該基準に適合しているものとみなしている場合についても、本事業の対象とする。</p> <p>5 職員体制 <u>基準第 10 条第 1 項に規定する放課後児童支援員の数は、一の支援の単位ごとに 2 人以上とする。ただし、その 1 人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。）をもってこれに代えることができる。</u> <u>放課後児童支援員は、基準第 10 条第 3 項各号のいずれかに該当するものであって、「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成 27 年 5 月 21 日付け雇児発 0521 第 19 号雇用均等・児童家庭局長通知）の別添 7「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」の「放課後児童支援員認定資格研修事業（都道府県認定資格研修ガイドライン）」に基づき都道府県知事が行う研修（以下「認定資格研修」という。）を修了したもの（平成 32 年 3 月 31 日までに修了することを予定している者を含む。）でなければならない。</u> <u>また、補助員については、「子育て支援員研修事業の実施について」（平成 27 年 5 月 21 日付け雇児発 0521 第 18 号雇用均等・児童家庭局長通知）の別添「子育て支援員研修事業実施要綱」の別表 1 に定める「子育て支援員基本研修」及び別表 2 - 3 に定める「子育て支援員専門研修（放課後児童コース）」を修了していることが望ましい。</u></p> <p>6 開所日数 <u>開所する日数は、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮し、年間 250 日以上開所すること。ただし、利用者に対するニーズ調査を行った結果、実態として 250 日開所する必要がない場合には、特例として 200 日以上の開所でも本事業の対象とする。</u></p> <p>7 開所時間 <u>開所する時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則とし、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して定める。</u> <u>（1）小学校の授業の休業日（長期休暇期間等）に行う放課後児童健全育成事業</u> <u>1 日につき 8 時間</u> <u>（2）小学校の授業の休業日以外の日（平日）に行う放課後児童健全育成事業</u></p>	<p>5 職員体制 <u>遊びを主として放課後児童の健全育成を図る者（以下「放課後児童指導員」という。）を配置すること。放課後児童指導員は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 38 条第 2 項に規定する「児童の遊びを指導する者」の資格を有する者が望ましいこと。</u></p> <p>6 開所日数 <u>放課後児童の就学日数、地域の実情等を考慮し、年間 250 日以上開所すること。ただし、利用者に対するニーズ調査を行った結果、実態として 250 日開設する必要がない場合には、特例として 200 日以上の開所でも国庫補助の対象とする。</u></p> <p>7 開所時間 <u>平日につき 1 日平均 3 時間以上開所すること。ただし、長期休暇期間などについては、放課後児童の活動状況や保護者の就労状況等を考慮し、原則として 1 日 8 時間以上開所すること。</u></p>

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>1日につき3時間</u></p> <p>8 施設・設備</p> <p>(1) 小学校の余裕教室や小学校敷地内の専用施設の活用を図るほか、児童館、保育所・幼稚園等の社会資源や民家・アパートなども活用して実施すること。</p> <p>(2) <u>放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等（活動に必要な遊具、図書、児童の所持品を収納するロッカーのほか、生活の場として必要なカーペット、畳等）を備えなければならない。</u></p> <p>(3) <u>専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上でなければならない。</u></p> <p>(4) <u>専用区画並びに(2)の設備及び備品等（以下「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない。</u></p> <p>(5) <u>専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。</u></p> <p>9 運営内容</p> <p><u>放課後児童クラブ運営指針（平成27年3月31日付け雇児発0331第34号雇用均等・児童家庭局長通知）に定める以下の事項を踏まえ、各放課後児童健全育成事業を行う者は、それぞれの実態に応じて創意工夫を図り、質の向上と機能の充実に努めること。</u></p> <p><u>放課後児童健全育成事業の役割</u> <u>放課後児童クラブにおける育成支援の基本</u> <u>事業の対象となる子どもの発達</u> <u>育成支援の内容</u> <u>障害のある子どもへの対応</u> <u>特に配慮を必要とする子どもへの対応</u> <u>保護者との連携</u> <u>育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務</u> <u>利用の開始等に関わる留意事項</u> <u>労働環境整備</u></p>	<p>8 施設・設備</p> <p>(1) 小学校の余裕教室や小学校敷地内の専用施設のほか、児童館、保育所、<u>団地の集会室などの社会資源を活用して実施すること。</u></p> <p>(2) <u>放課後児童のための専用の部屋または間仕切り等で区切られた専用スペースを設け、生活の場としての機能が十分確保されるよう留意すること。</u></p> <p>(3) <u>放課後児童が生活するスペースについては、児童1人当たりおおむね1.65㎡以上の面積を確保することが望ましいこと。</u></p> <p>(4) <u>放課後児童が体調の悪い時などに休息できる静養スペースを確保することが望ましいこと。</u></p> <p>(5) <u>児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第1条の2の規定に基づき、利用する放課後児童の健全な育成が図られるよう、衛生及び安全が確保された設備を備える等により実施するものであるため、活動に必要な遊具、図書、児童の所持品を収納するロッカーのほか、生活の場として必要なカーペット、畳等を備えること。</u></p> <p>9 その他</p> <p>(1) <u>放課後児童クラブガイドライン（平成19年10月19日付け雇用均等・児童家庭局長通知）に定める以下の事項を踏まえて運営するよう努めること。</u></p> <p><u>放課後児童指導員の役割</u> <u>保護者への支援・連携</u> <u>学校との連携</u> <u>関係機関・地域との連携</u> <u>安全対策</u> <u>特に配慮を必要とする児童への対応</u> <u>事業内容等の向上について</u> <u>利用者への情報提供等</u> <u>要望・苦情への対応</u></p>

新	旧
<p><u>適切な会計管理及び情報公開</u> <u>学校との連携</u> <u>保育所、幼稚園等との連携</u> <u>地域、関係機関との連携</u> <u>衛生管理及び安全対策</u> <u>放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理</u> <u>要望及び苦情への対応</u> <u>事業内容向上への取り組み</u></p> <p>10 留意事項 (1) <u>法第6条の3第2項に基づき実施する放課後児童健全育成事業と目的を異にするスポーツクラブや塾など、その他公共性に欠ける事業を実施するものについては、本事業の対象とならない。</u> (2) <u>別添2～別添8に基づき実施される事業に必要な経費については、本事業の対象とならない。</u></p> <p><u>(3) 改正前の「放課後児童健全育成事業等実施要綱」(平成26年4月1日付け雇児発0401第14号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)別添3に規定する放課後児童クラブ支援事業(ボランティア派遣事業)については、平成26年度限りで廃止とするが、本事業の実施に当たっては、地域での遊びの環境づくりへの支援も視野に入れ、必要に応じて保護者や地域住民が協力しながら活動に関わることができるようにすること。</u> <u>また、屋内外ともに児童が過ごす空間や時間に配慮し、発達段階にふさわしい遊びと生活の環境をつくること。その際、製作活動や伝承遊び、地域の文化にふれる体験、児童の創造性や情操を高める劇等の多様な活動や遊びを工夫することも考慮すること。</u></p> <p><u>(4) 放課後児童健全育成事業に従事している者が、認定資格研修や資質の向上を図るための研修を受講する際に必要となる代替職員の雇上げ等経費は、本事業の対象となるものである。</u> <u>(5) 放課後児童健全育成事業の運営主体は、損害賠償保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。また、傷害保険等にも加入することも必要である。</u></p> <p>11 費用 (1) <u>国は、2～10の要件を満たした市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</u></p>	<p><u>(2) 利用申込み等に係る書類について、所定の様式を定め整備すること。</u></p> <p>10 留意事項 (1) <u>本事業は、法第6条の3第2項の規定に基づき実施する放課後児童健全育成事業と目的を異にするスポーツクラブや塾など、その他公共性に欠ける事業を実施するものについては対象としない。</u> (2) <u>本事業は、「子ども・子育て支援法附則第十条第一項に規定する保育緊急確保事業を定める内閣府令」(平成26年内閣府令第34号)第9号に基づき実施する、従事者の賃金額の増加に必要な資金に充てるための費用については対象としない。</u></p> <p>11 費用 (1) <u>国は、2～10の要件を満たした次の事業(ただし、放課後児童が10人以上の場合に限る。開所日数が200～249日の場合は、放課後</u></p>

新	旧
<p>なお、一の支援の単位を構成する児童の数が10人未満の支援の単位については、 <u>山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合</u> <u>上記のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があると厚生労働大臣が認める場合</u> <u>のいずれかに該当するものについて、補助対象とする。</u> (2)市町村等は、本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができるものとする。</p>	<p><u>児童が20人以上に限る。)</u>に対して、別に定めるところにより補助するものとする。 <u>市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業</u> <u>指定都市又は中核市が実施する事業又は助成する事業</u> (2)市町村等は、本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができるものとする。</p>

新	旧
<p>別添2 放課後子ども環境整備事業</p> <p>1 趣旨 <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づく放課後児童健全育成事業を実施するため、既存の小学校の余裕教室等の改修や必要な設備の整備などの環境整備を行うことにより、放課後児童健全育成事業の設置促進等を図るものである。</u></p> <p>2 実施主体 <u>本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。</u> <u>ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。</u></p> <p>3 対象事業 <u>(1) 放課後児童クラブ設置促進事業</u> <u>別添1に基づく放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要となる小学校の余裕教室など既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業並びに開所準備に必要な経費（礼金・賃借料（開所前月分））を支弁する事業。</u> <u>別添1に基づく既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合において、高学年の児童の受入れ等による児童の数の増加に伴い、必要となる小学校の余裕教室など既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業。</u> <u>の事業を実施する際に、「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領（学校を核とした地域力強化プラン）」（平成27年3月31日付け文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長裁定）に基づき放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用して全ての子供たちの安全・安心な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する放課後等の支援活動（以下「放課後子供教室」という。）と一体的に実施する場合に必要な小学校の余裕教室の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業。</u></p> <p><u>(2) 放課後児童クラブ環境改善事業</u> <u>別添1に基づく放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業並びに開所準備に必要な経費（礼金・賃借料（開所前月分））を支弁する事</u></p>	<p>別添2 放課後子ども環境整備事業</p> <p>1 趣旨 <u>新たに、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項の規定に基づく放課後児童健全育成事業を実施するため、既存の小学校の余裕教室等の改修等や必要な設備の整備などの環境整備を行うことにより、放課後児童健全育成事業の設置促進等を図るものである。</u></p> <p>2 実施主体 <u>実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、社会福祉法人その他の者（以下「市町村等」という。）とする。</u></p> <p>3 対象事業 <u>(1) 放課後児童クラブ設置促進事業</u> <u>別添1に基づく放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な、小学校の余裕教室など既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業並びに開設準備に必要な経費（礼金・賃借料（開設前月分））を支弁する事業。</u></p> <p><u>(2) 放課後児童クラブ環境改善事業</u> <u>別添1に基づく放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業並びに開設準備に必要な経費（礼金・賃借料（開設前月分））を支弁する事</u></p>

新	旧
<p>業（（１）に該当する場合を除く。） 別添１に基づく既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合における設備の更新等に必要な設備の整備及び備品の購入を行う事業（（１）に該当する場合を除く。） の事業を実施する際に、放課後子供教室と一体的に実施する場合に必要な設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業（（１）に該当する場合を除く。） 別添１に基づく放課後児童健全育成事業を新たに幼稚園、認定こども園等において実施するために必要な設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業（（２）及びに該当する場合を除く。）</p> <p>（３）放課後児童クラブ障害児受入促進事業 別添１に基づく既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合において、障害児を受け入れるために必要な改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業。</p> <p>（４）倉庫設備整備事業 別添１に基づく放課後児童健全育成事業を新たに小学校の余裕教室等において実施するため、教材等の保管場所として使用されている余裕教室等に代わる保管場所の確保に必要な倉庫設備の整備を行う事業。</p> <p>4 対象事業の制限 （１）他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。 （２）既に放課後児童健全育成事業を実施している場合の既存建物の破損や老朽化等に伴う改修や修繕は、本事業の対象とならない。 （３）放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な３の（１）及び３の（２）の事業については、事業を行う場所１か所につき１回限りとすること。ただし、別添１に掲げる対象児童（放課後児童）の人数が一定規模以上になった場合に、一の支援の単位を分ける等の方法により適正な人数規模への転換を図る場合には、この限りではない。 （４）既に放課後児童健全育成事業を実施している場合の３の（１）及び３の（２）の事業については、事業を行う場所１か所につき１回限りとすること。 この場合でも、設備の更新等については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定に基づき、厚生労働大臣が別に定める期間（以下「厚生労働大臣が定める期間」という。）を経過していることを条件とする。 ただし、</p>	<p>業（（１）に該当する場合を除く。） 別添１に基づく既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合における設備の更新等に必要な設備の整備及び備品の購入を行う事業。</p> <p>（３）放課後児童クラブ障害児受入促進事業 別添１に基づく既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合において、障害児を受け入れるために必要な改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業。</p> <p>（４）倉庫設備整備事業 別添１に基づく放課後児童健全育成事業を新たに小学校の余裕教室等において実施するため、教材等の保管場所として使用されている余裕教室等に代わる保管場所の確保に必要な倉庫設備の整備を行う事業。</p> <p>4 対象事業の制限 （１）他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。 （２）既に放課後児童健全育成事業を実施している場合の既存建物の破損や老朽化等に伴う改修や修繕は、本事業の対象とならない。 （３）放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な３の（１）及び３の（２）の事業については、事業を行う場所１か所につき１回限りとすること。ただし、別添１に掲げる対象児童（放課後児童）の人数が一定規模以上になった場合に、分割により適正な人数規模への転換を図る場合には、この限りではない。 （４）既に放課後児童健全育成事業を実施している場合の３の（２）の事業については、事業を行う場所１か所につき１回限りとすること。 この場合でも、設備の更新等については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定に基づき、厚生労働大臣が別に定める期間（以下「厚生労働大臣が定める期間」という。）を経過していることを条件とする。 ただし、 ア 厚生労働大臣が定める期間を経過したものについて設備等の更</p>

新	旧
<p>ア 厚生労働大臣が定める期間を経過したものについて設備等の更新を行う場合</p> <p>イ 児童の数の増加に伴う施設の整備などにより、設備等が不足する場合の追加的な設備の整備及び備品の購入を行う場合</p> <p>については、事業を行う同一の場所において複数回、実施することを可能とする。</p> <p>(5) 3の(1) 及び、3の(2) 及び、及び3の(4)の事業について、放課後児童健全育成事業を行う者は、当該年度中又は翌年度4月1日に事業を実施するものであること。</p> <p>(6) 3の(3)の事業については、受け入れる障害児の障害の種類や程度等によっては、事業を行う同一の場所において複数回、実施することを可能とする。</p> <p>なお、本事業は、放課後児童健全育成事業を行う者が、当該年度中又は翌年度に障害児の受入れを予定している場合に限る。</p> <p>(7) 3の(1) 及び3の(2) 及び の事業については、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条に基づく市町村行動計画(以下「市町村行動計画」という。)への放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体型の目標事業量等の記載がある場合に限る。</p> <p>(8) 3の(1) 及び3の(2) のうち、開所準備に必要な経費(礼金・賃借料(開所前月分))については、別添4の放課後児童クラブ支援事業(放課後児童クラブ運営支援事業)の国庫補助を受けようとする又は受けた場合は対象とならない。</p> <p>5 費用 国は、<u>市町村が実施する事業又は助成する事業</u>に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p>	<p>新を行う場合</p> <p>イ 受入児童数の増加に伴う施設の整備などにより、設備等が不足する場合の追加的な設備の整備及び備品の購入を行う場合</p> <p>については、事業を行う同一の場所において複数回、実施することを可能とする。</p> <p>(5) 3の(1)、3の(2) 及び3の(4)の事業について、放課後児童健全育成事業を行う者は、当該年度中又は翌年度4月1日に事業を実施するものであること。</p> <p>(6) 3の(3)の事業については、受け入れる障害児の障害の種類や程度等によっては、事業を行う同一の場所において複数回、実施することを可能とする。</p> <p>なお、本事業は放課後児童健全育成事業を行う者が、当該年度中又は翌年度に障害児の受入れを予定している場合に限る。</p> <p>5 費用 国は、<u>次の事業</u>に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>(1) 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>(2) 指定都市又は中核市が実施する事業又は助成する事業</p>

新	旧
(削除)	<p>別添3 放課後児童クラブ支援事業(ボランティア派遣事業)</p> <p>1 趣旨 <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項の規定に基づき放課後児童健全育成事業を行う者へのボランティアの派遣を行うことにより、放課後児童健全育成事業の円滑な実施及び放課後子どもプランの推進を図るものである。</u></p> <p>2 実施主体 <u>実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)とする。</u></p> <p>3 事業内容 <u>別添1に掲げる対象児童(放課後児童)が地域の様々な人々と関わ合うことは、児童の成長・発達に重要であることから、市町村が、伝統的技術や自然体験の技術などを持つボランティアの登録名簿を作成し、以下の(1)~(4)のいずれかの事業を実施するために放課後児童健全育成事業を行う者へボランティアを派遣する。</u></p> <p>(1) 伝承遊び等事業 <u>お手玉、けん玉、あやとり、民謡、太鼓、囲碁、将棋、カルタ遊び、工作、折り紙などの遊びの指導を実施する事業。</u></p> <p>(2) 自然等体験事業 <u>田植え、畑づくり、地域のお祭りへの参加、草木や野鳥や昆虫などの自然観察などの体験活動を実施する事業。</u></p> <p>(3) 巡回派遣事業 <u>障害のある児童と障害のない児童が関わり合いなど、放課後児童健全育成事業を行う上で特に配慮が必要な児童への生活指導等に関して、主として遊びを通じて放課後児童の健全育成を図る者(以下「放課後児童指導員」という。)に対する援助を実施する事業。</u></p> <p>(4) 長期休暇派遣事業 <u>長期休暇期間において、利用時間が長くなることや一時的に利用する児童の増加などに配慮して生活指導等を行う放課後児童指導員に対する援助を実施する事業。</u></p> <p>4 留意事項 <u>本事業の実施に当たっては、同じ小学校で放課後児童健全育成事業と「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業実施要領」(平成23年3月31日付け文部科学省生涯学習政策局長裁定)に基づく放課後子供教室を実施する場合には、ボランティアの効果的な活用を図ること。</u></p>

新	旧
	<p>5 費用 <u>国は、次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</u> <u>(1) 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業</u> <u>(2) 指定都市及び中核市が実施する事業</u></p>

新	旧
<p>別添3 放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）</p> <p>1 趣旨 <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき放課後児童健全育成事業を行う者において、障害児の受入に必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置することで、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図るものである。</u></p> <p>2 実施主体 <u>本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。</u> <u>ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。</u></p> <p>3 事業内容 <u>別添1に基づく放課後児童健全育成事業における障害児の受入を推進するため、以下の（1）～（3）のいずれかの方法により、障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置する。</u> <u>なお、障害児については、療育手帳若しくは身体障害者手帳を所持する児童、特別児童扶養手当証書を所持する児童又は、手帳等を所持していない場合であっても、医師、児童相談所、発達障害者支援センター等公的機関の意見等によりこれらの児童と同等の障害を有していると認められる児童とするが、柔軟に対応すること。</u> （1）市町村が専門的知識等を有する放課後児童支援員等を直接雇用し、放課後児童健全育成事業を行う者に派遣して配置 （2）放課後児童健全育成事業を行う者が専門的知識等を有する放課後児童支援員等を雇用して配置し、当該費用を市町村が委託費として支出 （3）放課後児童健全育成事業を行う者が雇用した放課後児童支援員等について、市町村が一定期間内に必要な研修を受講させた、又は個々の放課後児童支援員等が有する経歴、資格等から専門的知識等を有すると市町村が認めた上で配置し、当該費用を市町村が助成（補助）</p> <p>4 留意事項 （1）本事業の実施に当たっては、都道府県等が実施する「<u>職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について</u>」（平成27年5月21日雇児発0521第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添7「放</p>	<p>別添4 放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）</p> <p>1 趣旨 <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項の規定に基づき放課後児童健全育成事業を行う者において、障害児の受入に必要となる専門的知識等を有する指導員を配置することで、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図るものである。</u></p> <p>2 実施主体 <u>実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、社会福祉法人その他の者（以下「市町村等」という。）とする。</u></p> <p>3 事業内容 <u>別添1に基づく放課後児童健全育成事業における障害児の受入を推進するため、以下の（1）～（3）のいずれかの方法により、障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する指導員を配置する。</u></p> <p>（1）市町村が専門的知識等を有する指導員を直接雇用し、放課後児童健全育成事業を行う者に派遣して配置 （2）放課後児童健全育成事業を行う者が専門的知識等を有する指導員を雇用して配置し、当該費用を市町村が委託費として支出 （3）放課後児童健全育成事業を行う者が雇用した指導員について、市町村が一定期間内に必要な研修を受講させた、又は個々の指導員が有する経歴、資格等から専門的知識等を有すると市町村が認めた上で配置し、当該費用を市町村が助成（補助）</p> <p>4 留意事項 本事業の実施に当たっては、都道府県等が実施する別添5に基づく「<u>放課後児童指導員等資質向上事業</u>」を十分に活用するなどして、障害児対応を行う指導員の研修の機会を確保し、専門的知識や技術等の習得</p>

新	旧
<p>課後児童支援員等研修事業実施要綱」により行う放課後児童支援員等資質向上研修事業を十分に活用するなどして、障害児対応を行う放課後児童支援員等の研修の機会を確保し、専門的知識や技術等の習得に努め、障害児の受入れの推進を図ること。</p> <p><u>(2) 障害児を5人以上受け入れている場合の障害児対応職員の人件費については、別添7に基づく障害児受入強化推進事業に計上するものとし、本事業の対象とならない。</u></p> <p>5 費用</p> <p><u>(1) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</u></p> <p><u>(2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。</u></p>	<p>に努め、障害児の受入れの推進を図ること。</p> <p>5 費用</p> <p>国は、<u>次の事業</u>に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p><u>(1) 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業</u></p> <p><u>(2) 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業</u></p>

新	旧
(削除)	<p>別添5 放課後児童指導員等資質向上事業</p> <p>1 趣旨 放課後児童指導員等に対して必要な知識及び技術の習得のための研修を行うことにより、放課後児童指導員等の資質の向上及び放課後子どもプランの円滑な実施を図るものである。</p> <p>2 実施主体 実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市とする。 ただし、事業の全部又は一部について事業を実施するのに適した社会福祉法人等に委託することができるものとする。</p> <p>3 研修対象者 (1) 別添1に基づく放課後児童健全育成事業を行う者に従事する放課後児童指導員及び放課後児童健全育成事業の活動に関わるボランティアなど。 (2) 「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業実施要領」(平成23年3月31日付け文部科学省生涯学習政策局長裁定)に基づき実施する放課後子供教室の担当者及び事業が円滑に運営されるためにこれらの者と連携・協力を行う学校の教職員など。</p> <p>4 事業内容 児童の安全管理、生活指導、遊びの指導及び障害児など特に配慮が必要な児童に対する指導技術に関する研修、並びに放課後子どもプランの円滑な実施や実施に当たっての留意点等に関する研修を実施するものとする。</p> <p>5 留意事項 (1) 放課後子供教室の担当者に対する研修を併せて実施する場合には、放課後子供教室及び放課後児童健全育成事業それぞれの担当者又は放課後児童指導員等が両研修を相互に受講できるよう連携を図るとともに、両研修内容の整合性や日程等にも配慮すること。 (2) 放課後児童健全育成事業における障害児の受入れを推進し、適切な対応を図るため、研修内容に必要な知識の習得や実践的な指導技術に関する援助方法を盛り込むなど、障害児対応を行う放課後児童指導員の資質の向上に努めること。</p> <p>6 費用 国は、都道府県、指定都市及び中核市が実施する事業に対して、別に</p>

新	旧
	<u>定めるところにより補助するものとする。</u>

新	旧
<p>別添4 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ運営支援事業）</p> <p>1 趣旨 放課後児童健全育成事業の量的拡充を図り、待機児童の解消を図るため、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の民家・アパート等を活用して放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な賃借料の補助を行うものである。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。 ただし、市町村が適切と認められた者に委託等を行うことができるものとする。</p> <p>3 対象事業 別添1に基づく放課後児童健全育成事業を、学校敷地外の民家・アパート等を活用して新たに実施する場合に必要な賃借料（開所前月分の賃借料及び礼金を含む。）を支弁する事業。 ただし、所有権移転の条項が附されている賃貸借契約（いわゆるリース契約）に係る費用は対象とならない。</p> <p>4 対象事業の制限 (1) 本事業を実施しようとする場合は、以下の要件を満たすこと。 ア 当該市町村において待機児童が既に存在している、又は当該放課後児童健全育成事業を実施しなければ、待機児童が発生する可能性がある状況にあること イ 平成27年度以降に新たに実施する放課後児童健全育成事業であること ウ 市町村行動計画への放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体型の目標事業量等の記載があること (2) 他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。 (3) 既に民家・アパート等を活用して放課後児童健全育成事業を実施している場合の賃借料については、本事業の対象とならない。ただし、児童の数の増加に伴い、実施場所を移転し、支援の単位を分けて対応するための賃借など、新たな受け皿の確保を図るものについては、本事業の対象とする。</p> <p>5 費用 (1) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定め</p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p>るところにより補助するものとする。 <u>(2)市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。</u></p>	

新	旧
<p>別添5 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ送迎支援事業）</p> <p>1 趣旨 <u>授業終了後に学校敷地外の放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）に移動する際に、児童の安全・安心を確保するため、地域人材の活用等による送迎支援を行うことで、市域内の需給バランスの改善を図り、もって待機児童の解消を図るものである。</u></p> <p>2 実施主体 <u>本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。</u> <u>ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。</u></p> <p>3 事業内容 <u>別添1に基づく放課後児童健全育成事業を、学校敷地外で実施している場合に、児童の安全・安心を確保するため、授業終了後の学校から放課後児童健全育成事業所への移動時や、放課後児童健全育成事業所からの帰宅時に、地域において児童の健全育成等に関心を持つ高齢者や主婦等による児童への付き添いや、バス等による送迎を行うものとする。</u></p> <p>4 対象事業の制限 <u>（1）他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。</u> <u>（2）送迎を行うためのバス等車輦に係る経費については、燃料費のみ本事業の対象とする。</u></p> <p>5 費用 <u>（1）国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</u> <u>（2）市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。</u></p>	<p>（新設）</p>

新	旧
<p>別添 6 放課後児童支援員等処遇改善等事業</p> <p>1 趣旨 <u>児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）に基づき放課後児童健全育成事業を行う者において、放課後児童支援員等の処遇の改善に取り組むとともに、18 時半を超えて事業を行う者に対して職員の賃金改善等に必要な経費の補助を行うことにより、放課後児童健全育成事業の質の向上及び保育所との開所時間の乖離を縮小し、児童の安全・安心な居場所を確保するとともに、次世代を担う児童の健全な育成に資することを目的とする。</u></p> <p>2 実施主体 <u>本事業の実施主体は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。)とする。</u> <u>ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。</u></p> <p>3 事業の内容 <u>本事業は、以下の（１）及び（２）を対象とする。</u> <u>なお、一の支援の単位が、同時に両事業の対象となることはできない。</u> <u>（１）別添 1 に基づく放課後児童健全育成事業を行う者が、家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に主担当として従事する職員を配置する場合に、当該職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助する事業。</u> <u>（２）別添 1 に基づく放課後児童健全育成事業を行う者が、（１）の育成支援に加えて 4（３）の育成支援に主担当として従事する常勤職員を配置する場合に、その賃金改善に必要な費用を含む当該常勤職員を配置するための追加費用の一部を補助する事業。</u> <u>なお、本事業の対象となる職員は、放課後児童健全育成事業を行う者と雇用契約を締結して、放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）ごとに定める運営規程に記載されている「開所している日及び時間」に従事している常勤職員（嘱託職員等の非常勤職員を除く。）とする。</u></p> <p>4 実施方法 <u>（１）本事業の対象となる放課後児童健全育成事業を行う者は、別添 1 の 3～10（１）の内容を満たすことを基本とする。</u></p>	<p>(新設) (参考) 放課後児童クラブ開所時間延長支援事業実施要綱</p> <p>1 事業の目的 <u>保育所の利用者が、就学後も引き続き、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項の規定に基づく放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童健全育成事業」という。）を円滑に利用できるように、18 時半を超えて事業を行う者に対して追加的な費用を補助し、保育所における開所時間との乖離の縮小を図ることにより、子どもの安全・安心な居場所を確保するとともに、次世代を担う子どもの健全な育成に資することを目的とする。</u></p> <p>2 実施主体 <u>本事業の実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)とする。</u> <u>なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。</u></p> <p>3 事業の内容 <u>本事業は、「子ども・子育て支援法附則第十条第一項に規定する保育緊急確保事業を定める内閣府令」（平成 26 年内閣府令第 34 号）第 9 号に基づき、4 の（１）に定める放課後児童健全育成事業を行う者が、保護者の利用意向を反映して開所時間を延長することにより、放課後児童健全育成事業に従事する者（以下「事業に従事する者」という。）の賃金額の増加に必要な経費に充てるための費用の一部を補助するものとする。</u></p> <p>4 実施方法 <u>（１）本事業の対象となる放課後児童健全育成事業を行う者は、以下の内容により運営すること。</u></p>

新	旧
<p>ただし、 開所する時間は、平日につき、18時30分を超えて開所する又は開所していること。また、長期休暇期間などについては、1日8時間以上開所する又は開所していること。 開所する日数は、年間250日以上開所すること。 を要件とするとともに、平成25年度の当該放課後児童健全育成事業所に従事する職員の賃金（退職手当を除く。）に対する改善を行っていることが必要である。 また、以下の（2）若しくは（3）の内容により運営すること。</p> <p>（2） 3の（1）の事業の対象となる事業に従事する職員は、放課後児童クラブ運営指針（平成27年3月31日雇児発0331第34号雇用均等・児童家庭局長通知。以下「放課後児童クラブ運営指針」という。）に規定する以下の育成支援に関する主たる担当として従事すること。 子どもの生活の連続性を保障するために、来所や帰宅の状況、学校施設の利用、災害等が発生した際の対応の仕方や緊急時の連絡体制などについて、日常的、定期的な情報交換や情報共有、職員同士の交流等によって学校との連携を積極的に図ること。 子どもの来所や帰宅の状況、遊びや生活の様子について、連絡帳、迎えの際、保護者会等の方法を活用して、日常的に保護者に伝え、情報を共有し、信頼関係を築くことに努めるとともに、保護者から相談がある場合には、気持ちを受け止め、自己決定を尊重して対応する。また、事故やケガが発生した場合には、子どもの状況等について速やかに保護者に連絡すること。 市町村との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、必要な施設設備を設けるとともに、定期的に（少なくとも年2回以上）訓練を行うなどして迅速に対応できるようにしておく。また、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図ること。 子どもや保護者等からの要望や苦情に対して、迅速かつ適切に、誠意を持って対応するため、要望や苦情を受け付ける窓口を設置し、周知するとともに、その対応に当たっては、市町村と連携して、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や、解決に向けた手順の整理等を行い、その仕組みについて子どもや保護者等にあらかじめ周知すること。</p>	<p>放課後児童健全育成事業を実施する者であり、別に定める「放課後児童健全育成事業費等の国庫補助について」（平成26年4月1日付け厚生労働事務次官通知）の別紙「放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱」の3に基づき、補助金の交付の対象であること。 職員体制は、事業に従事する者が2名以上配置されていること。うち1名以上は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条第2項に規定する「児童の遊びを指導する者」の資格を有すること。 開所時間は、平日につき、1日6時間を超えて、かつ、18時30分を超えて開所する又は開所していること。また、長期休暇期間などについては、1日8時間以上開所する又は開所していること。 開所日数は、年間250日以上開所すること。 施設・設備は、開所時間を通じて、対象児童が専用で利用できる生活の場（専用室）を確保すること。</p> <p>（2） 本事業の対象となる事業に従事する者は、放課後児童クラブガイドライン（平成19年10月19日付け雇用均等・児童家庭局長通知）等に規定する以下の活動・役割に関する主たる担当として従事すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの学校生活との連続性を確保するため、下校時刻の確認、行事予定等の交換、子どもの病気や事故の際の連絡、校庭の利用などに関して、小学校と日常的な情報交換を行い、情報の共有を図ること。 放課後児童健全育成事業を行う者と保護者が子どもの発達の状況や抱えている課題に共通理解を持つことができるよう、連絡帳、個人面談、保護者会活動への参加等を通じて子どもの生活の様子を保護者に伝え、理解してもらうよう日常的な連絡・情報交換を行うこと。 災害や不審者侵入などの非常時に対する日頃からの備えとして、防災・防犯対策に関する計画やマニュアルを策定し、警察・消防等の関係機関と情報の共有を図ること。また、自然災害発生時への対応に備えて、定期的な避難訓練の実施を計画すること。 子どもや保護者が要望を述べやすいよう、要望や苦情を受け付ける窓口を設置し利用者に周知すること。また、要望や苦情への対応の手順や体制を整備し、迅速な対応を図ること。 児童虐待を早期に発見するため、子どもの心身の状態や親子関係・家族の態度について、きめ細かな観察を行うこと。また、児童虐待等への対応の手順や体制を整備し、迅速な対応を図ること。

新	旧
<p>児童虐待の早期発見の努力義務が課されていることを踏まえ、子どもの発達や養育環境の状況等を把握し、固有の援助を必要としている場合は、適切に行うとともに、児童虐待が疑われる場合には、各自の判断だけで対応することは避け、運営主体の責任者と協議の上で、市町村又は児童相談所に速やかに通告すること。</p> <p>(3) 3の(2)の事業の対象となる事業に従事する常勤職員は、放課後児童クラブ運営指針に規定する以下の育成支援に関する主たる担当として従事すること。なお、<u>については、必要に応じて行う場合に従事すること。</u></p> <p>子どもの遊びや生活の環境及び帰宅時の安全等について地域の協力が得られるように、自治会・町内会や民生委員・児童委員（主任児童委員）等の地域組織や子どもに関わる関係機関等と情報交換や情報共有、相互交流を図ること。</p> <p>地域住民の理解を得ながら、地域の子どもの健全育成の拠点である児童館やその他地域の公共施設等を積極的に活用し、放課後児童クラブの子どもの活動と交流の場を広げること。</p> <p>事故、犯罪、災害等から子どもを守るため、地域住民と連携、協力して子どもの安全を確保する取り組みを行うこと。</p> <p>子どもの病気やケガ、事故等に備えて、日常から地域の保健医療機関等と連携を図ること。</p> <p>子どもの状態や家庭の状況の把握により、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、要保護児童対策地域協議会に情報提供を行い、個別ケース検討会議に参加し、具体的な支援の内容等を関係機関と検討・協議して適切に対応すること。</p> <p>「放課後子ども総合プラン」（平成26年7月31日26文科生第277号雇児発0731第4号文部科学省生涯学習政策局長、大臣官房文教施設企画部長、初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）に基づき、放課後子供教室と一体的に又は連携して実施する場合は、放課後子供教室の企画内容や準備等について、円滑な協力ができるように放課後子供教室との打合せを定期的に行い、学校区ごとに設置する協議会に参加するなど関係者間の連携を図ること。</p> <p>5 対象事業の制限等</p> <p>(1) 本事業は、放課後児童健全育成事業を行う者において、職員の賃金改善等に必要経費に充てるための費用に係る事業費を計上するものとしており、開所時間延長の取り組みによる通常の運営に係る経費（人件費や光熱水費等）については、別添1に基づく放課後児童健全育成事業に計上するものとする。</p>	<p>旧</p> <p>5 対象となる事業に従事する者の範囲等</p> <p>(1) 4の(1)の要件を満たす放課後児童健全育成事業を行う者に従事する者（非常勤を含む。）であること。</p>

新	旧
<p>(2) 本事業の趣旨に鑑み、経営に携わる法人の役員である職員については、本事業の対象とならない。 また、賃金改善を実施する職員の範囲や賃金改善の具体的な内容については、実情に応じて各放課後児童健全育成事業を行う者において決定するものとする。</p> <p>(3) 本事業により、賃金の額を増加させる給与項目以外の項目において賃金水準を低下させてはならないこと。 ただし、業績等に応じて変動することとされている賞与等が、当該要因により変動した場合については、この限りではない。</p> <p>(4) 賃金増加分に対する実際の支払いの時期については、月ごとの支払いのほか一括して支払うことも可能とし、各放課後児童健全育成事業を行う者の実情に応じた方法によるものとする。</p>	<p>(2) 本事業により、実際に支払われる賃金の額を増加させる事業に従事する者の範囲や賃金を改善する具体的な内容については、実情に応じて各実施主体が決定すること。 ただし、本事業の目的に鑑み、法人の経営に携わる役員など対象児童の援助を直接行わない者については、本事業の対象としないこと。</p> <p>(3) 本事業により、賃金の額を増加させる給与項目以外の項目において賃金水準を低下させてはならないこと。 ただし、業績等に応じて変動することとされている賞与等が、当該要因により変動した場合については、この限りではない。</p>
<p>6 費用</p> <p>(1) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>(2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。</p>	<p>6 留意事項</p> <p>(1) 本事業は、放課後児童健全育成事業と目的を異にするスポーツクラブや塾など、その他公共性に欠ける事業を実施するものについては対象としないこと。</p> <p>(2) 虚偽又は不正の手段により、本事業の補助を受けた場合には、既に補助された額の一部又は全部について返還を命ずること。</p> <p>7 費用</p> <p>(1) 本事業の実施に要する費用については、国は別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>(2) 本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならないものとする。</p> <p>(3) 本事業には、事業に従事する者の賃金額の増加に必要な経費に充てるための費用に係る事業費を計上するものとする。 なお、本事業の実施に要する費用以外の放課後児童健全育成事業の運営に要する費用については、別に定める「放課後児童健全育成事業費等の国庫補助について」（平成26年4月1日付け厚生労働事務次官通知）の別紙「放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱」に基づき、別途交付申請すること。</p>

新	旧
<p>別添 7 障害児受入強化推進事業</p> <p>1 趣旨 <u>児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）に基づき放課後児童健全育成事業を行う者において、5 人以上の障害児を受け入れる場合に、障害児の受入れに必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を複数配置することで、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図るものである。</u></p> <p>2 実施主体 <u>本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。</u> <u>ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。</u></p> <p>3 事業内容 <u>別添 1 に基づく放課後児童健全育成事業における障害児の受入れを推進するため、5 人以上の障害児の受入れを行う場合に、別添 3 に基づく放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）による放課後児童支援員等の配置に加えて、以下の（1）～（3）のいずれかの方法により、障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を 1 名以上配置する。</u> <u>なお、障害児の対象については、別添 3 と同様とする。</u> <u>（1）市町村が専門的知識等を有する放課後児童支援員等を直接雇用し、放課後児童健全育成事業を行う者に派遣して配置</u> <u>（2）放課後児童健全育成事業を行う者が専門的知識等を有する放課後児童支援員等を雇用して配置し、当該費用を市町村が委託費として支出</u> <u>（3）放課後児童健全育成事業を行う者が雇用した放課後児童支援員等について、市町村が一定期間内に必要な研修を受講させた、又は個々の放課後児童支援員等が有する経歴、資格等から専門的知識等を有すると市町村が認めた上で配置し、当該費用を市町村が助成（補助）</u></p> <p>4 留意事項 <u>（1）別添 3 に基づく放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）の対象となっていること。</u> <u>（2）本事業の実施に当たっては、都道府県等が実施する「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成 27 年 5 月 21 日付け</u></p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p>雇児発 0521 第 19 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別添 7「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」により行う放課後児童支援員等資質向上研修事業を十分に活用するなどして、障害児対応を行う放課後児童支援員等の研修の機会を確保し、専門的知識や技術等の習得に努め、障害児の受入れの推進を図ること。</p> <p>5 費用</p> <p>(1)国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>(2)市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。</p>	

新	旧
<p>別添 8 小規模放課後児童クラブ支援事業</p> <p>1 趣旨 <u>児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）に基づく放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）のうち、一の支援の単位を構成する児童の数が 19 人以下の小規模な放課後児童健全育成事業所に複数の放課後児童支援員等を配置することにより、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図るものである。</u></p> <p>2 実施主体 <u>本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。</u> <u>ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。</u></p> <p>3 事業内容 <u>別添 1 に基づく放課後児童健全育成事業を行う者において、一の支援の単位を構成する児童の数が、19 人以下の小規模な放課後児童健全育成事業所に放課後児童支援員等を複数配置する。</u></p> <p>4 実施方法 <u>本事業の対象となる放課後児童健全育成事業所は、別添 1 の 3 ～ 10（1）及び 11（1）の内容を満たすことを基本とし、一の支援の単位を構成する児童の数は 19 人以下を要件とする。</u></p> <p>5 留意事項 <u>（1）本事業は、一の支援の単位を構成する児童の数が 19 人以下の放課後児童健全育成事業所における 2 人目以降の放課後児童支援員等に係る人件費を計上するものであり、それ以外の運営に係る経費（1 人目の人件費や光熱水費等）については、別添 1 に基づく放課後児童健全育成事業に計上するものとする。</u> <u>（2）別添 2 ～ 別添 7 に基づき実施される事業に必要な経費については、本事業の対象とならない。</u></p> <p>6 費用 <u>（1）国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>

新	旧
<p>(2)市町村等は、本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができるものとする。</p>	